

令和元年12月市議会定例会提出予定案件

(諮問)

- 1 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
- 2 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて

(議案)

- 1 専決処分につき承認を求めることについて
(特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 3 茨木市立コミュニティセンター条例の一部改正について
- 4 茨木市都市公園条例の一部改正について
- 5 茨木市南目垣・東野々宮町地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の制定について
- 6 茨木市西豊川北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部改正について
- 7 茨木市下水道条例の一部改正について
- 8 茨木市立市民体育館、茨木市立中条市民プール及び五十鈴市民プール並びに西河原市民プールの指定管理者の指定について
- 9 茨木市高齢者活動支援センターの指定管理者の指定について
- 10 茨木市多世代交流センターの指定管理者の指定について
- 11 茨木市駐車場の指定管理者の指定について
- 12 市営土地改良事業の施行について
- 13 茨木市及び摂津市における循環型社会の形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 14 工事請負契約締結について (市道総持寺駅前線道路改良工事 (その2))
- 15 工事請負契約の変更について (市道総持寺駅前線道路改良工事)
- 16 工事請負契約の変更について (元市民会館及び人工台地ほか解体工事)
- 17 令和元年度大阪府茨木市一般会計補正予算 (第3号)

(報 告)

- 1 令和元年度上半期大阪府茨木市財政状況報告について
- 2 令和元年度上半期大阪府茨木市下水道等事業業務状況報告について
- 3 令和元年度上半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について

諮問第 6 号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて									
<input type="radio"/> 現委員	<p>す わ のり こ 諏 訪 典 子</p> <p><input type="radio"/> 任 期 令和 2 年 6 月 3 0 日任期満了 初就任 平成 2 6 年 7 月 1 日就任 2 期目 (任期 3 年)</p> <p><input type="radio"/> 選任予定者</p>									
諮問第 7 号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて									
<input type="radio"/> 現委員	<p>た むら よし のり 田 村 義 則</p> <p><input type="radio"/> 任 期 令和 2 年 6 月 3 0 日任期満了 初就任 平成 2 9 年 7 月 1 日就任 1 期目 (任期 3 年)</p> <p><input type="radio"/> 選任予定者</p>									
議案第 66 号	専決処分につき承認を求めることについて (特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)									
<p><input checked="" type="radio"/> 地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会に報告し承認を求める。</p> <p><input type="radio"/> 市長及び担当副市長の給与の引き下げに伴う所要の改正</p> <p>・ 改正内容</p> <table data-bbox="204 1563 948 1688"> <thead> <tr> <th></th> <th>給料月額</th> <th>(減額率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>983,000 円 → 884,700 円</td> <td>(△10%)</td> </tr> <tr> <td>担当副市長</td> <td>858,000 円 → 772,200 円</td> <td>(△10%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 実施期間 令和元年 1 2 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで</p> <p>・ 専 決 日 令和元年 1 1 月 1 1 日</p> <p>・ 施 行 日 令和元年 1 1 月 1 2 日</p>			給料月額	(減額率)	市長	983,000 円 → 884,700 円	(△10%)	担当副市長	858,000 円 → 772,200 円	(△10%)
	給料月額	(減額率)								
市長	983,000 円 → 884,700 円	(△10%)								
担当副市長	858,000 円 → 772,200 円	(△10%)								

○ 令和元年人事院勧告に基づく給与改定等の実施に伴う所要の改正

・ 主な改正内容

令和元年人事院勧告に基づく給与改定等

ア 給料表（初任給及び若年層） 平均改定率+0.1%

イ 勤勉手当（再任用職員を除く）

(1) 令和元年度 支給月数の引上げ +0.05 月分 (1.85 月→1.9 月)

6 月：0.925 月（改定なし）、12 月：0.925 月 → 0.975 月

(2) 令和 2 年度以降

6 月：0.925 月 → 0.95 月、12 月：0.975 月 → 0.95 月

ウ 住居手当

(1) 手当額の上限を引き上げ 27,000 円→28,000 円

(2) 支給対象となる家賃額の下限を引き上げ 12,000 円→16,000 円

・ 関係条例の一部改正（期末手当+0.05 月分）

茨木市議会議員の議員報酬等に関する条例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

・ 施行日 ア 公布の日（平成 31 年 4 月 1 日適用）

イ(1) 公布の日（令和元年 12 月 1 日適用）

イ(2)、ウ 令和 2 年 4 月 1 日

議案第 68 号	茨木市立コミュニティセンター条例の一部改正について
<p>○ 茨木市立玉櫛公民館をコミュニティセンターに移行することに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> 名称及び位置の追加 <ul style="list-style-type: none"> 名 称 茨木市立玉櫛コミュニティセンター 位 置 茨木市沢良宜東町 5 番 3 9 号 ・ 施 行 日 令和 2 年 4 月 1 日 	
議案第 69 号	茨木市都市公園条例の一部改正について
<p>○ 中央公園庭球場の廃止に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> 中央公園庭球場の施設名及び使用料の記載を削除 ・ 施 行 日 令和 2 年 3 月 1 日 	

○ 区域内における建築物等の制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境の確保を図る。

・ 主な内容

①適用区域 南目垣・東野々宮町地区地区計画の区域内

②用途の制限（建築できない建築物等）

〔施設導入地区〕

- ア 一戸建ての住宅、長屋建ての住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿（建築物内の施設利用者用の就寝用施設を除く。）
- イ 学校（建築物内の施設利用者が利用する幼稚園、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校を除く。）
- ウ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- エ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
- オ 公衆浴場
- カ ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの
- キ ホテル又は旅館
- ク 自動車教習所
- ケ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- コ 劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブその他これらに類するもの
- サ キャバレー、料理店その他これらに類するもの
- シ 卸売市場、火葬場又はと蓄場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの
- ス コンクリートプラント、クラッシュプラント

〔業務地区〕

- セ ア（建築物内の施設利用者用の就寝用施設を含む。）、イ、ケ、サ～ス
- ソ ナイトクラブ

〔商業地区〕

- タ ア（建築物内の施設利用者用の就寝用施設を含む。）～ウ、ク、ケ、シ、ス、ソ
- チ 建築基準法別表第 2（り）に掲げるもの

③建築物の高さの最高限度

〔施設導入地区〕

- (1) 3 1 m（敷地面積 2 0 0 0 m²以上、建築物の外壁等から道路境界線までの距離 2 m 以上・隣地境界線までの距離 6 m 以上を満たす場合）
- (2) 4 3 m（敷地面積 5 0 0 0 m²以上、建築物の外壁等から道路境界線までの距離 2 m 以上・隣地境界線までの距離 1 0 m 以上を満たす場合）

④壁面の位置の制限 施設導入及び業務地区：建築物の外壁等から道路境界線までの距離 1 m 以上
商業地区：建築物の外壁等から道路境界線までの距離 2 m 以上

⑤垣又は柵の構造（築造できるもの）

道路に面する垣・柵は開放性の高いものとし、ブロック塀等については、高さが 0. 6 m 以下のもの、門、門の袖で長さが 2 m 以下のもの

⑥建築物の緑化率の最低限度 1 0 分の 2

・ 施行日 公布の日

○ 建築基準法施行令の改正等に伴う所要の改正

・ 主な改正内容

- ① 建築物の壁面位置の制限に係る規定で引用する建築基準法施行令の条ずれを改正
- ② 目的規定、罰則規定等における工作物に関する規定の明確化等

〈対象条例〉

- ① 茨木市西豊川北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例ほか 2 2 条例
- ② 茨木市彩都地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
 - 茨木市五日市緑町・畑田町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
 - 茨木市新堂二丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
 - 茨木市太田東芝町・城の前町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

・ 施行日 公布の日

議案第 72 号	茨木市下水道条例の一部改正について
<p>○ 下水道排水設備工事責任技術者の登録事務が大阪府下水道協会に一元化されることに伴う所要の改正</p> <p>・ 改正内容</p> <p>①責任技術者の定義について、「市長が指定する機関が行う試験の合格者で本市に登録された者」から「大阪府下水道協会に下水道排水設備工事責任技術者として登録された者」に変更</p> <p>②手数料を定める表から責任技術者登録手数料を削除</p> <p>・ 施行日 令和2年4月1日</p>	
議案第 73 号	茨木市立市民体育館、茨木市立中条市民プール及び五十鈴市民プール並びに西河原市民プールの指定管理者の指定について
<p>○ 施設の名称 ①茨木市立市民体育館 ②茨木市立中条市民プール ③茨木市立五十鈴市民プール ④茨木市立西河原市民プール</p> <p>○ 指定管理者 大阪市西区江戸堀一丁目2番11号 シンコースポーツ・日本管財共同事業体</p> <p>○ 指定の期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）</p>	

議案第 74 号	茨木市高齢者活動支援センターの指定管理者の指定について
○ 施設の名称	茨木市高齢者活動支援センター シニアプラザいばらき
○ 指定管理者	茨木市北春日丘四丁目 4 番 4 1 号 シニアネットワークいばらき
○ 指定の期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日（5 年間）
議案第 75 号	茨木市多世代交流センターの指定管理者の指定について
○ 施設の名称	①茨木市福井多世代交流センター ②茨木市西河原多世代交流センター ③茨木市葦原多世代交流センター ④茨木市沢池多世代交流センター ⑤茨木市南茨木多世代交流センター
○ 指定管理者	① 茨木市庄二丁目 7 番 3 5 号 社会福祉法人 秀幸福祉会 ② 茨木市見付山一丁目 3 番 2 9 号 社会福祉法人 慶徳会 ③ 茨木市畑田町 1 1 番 2 5 号 社会福祉法人 茨木厚生会 ④⑤大阪府箕面市白島三丁目 5 番 5 0 号 社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団
○ 指定の期間	①～④令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日（5 年間） ⑤ 令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 1 0 月 3 1 日（1 年 7 か月間）

- 施設の名称
- ①茨木市 J R 駅前ビル駐車場
 - ②茨木市阪急茨木西口駐車場
 - ③茨木市総持寺自転車駐車場
 - ④茨木市別院町自転車駐車場
 - ⑤茨木市西駅前町自転車駐車場
 - ⑥茨木市南茨木駅前自転車駐車場
 - ⑦茨木市阪急茨木北口駐車場
 - ⑧茨木市モノレール宇野辺駅前自転車駐車場
 - ⑨茨木市阪急茨木東口駐車場
 - ⑩茨木市中央公園駐車場
 - ⑪茨木市 J R 茨木北駐車場
 - ⑫茨木市 J R 茨木西口自転車駐車場
 - ⑬茨木市 J R 茨木南自転車駐車場
 - ⑭茨木市総持寺駅南駐車場
 - ⑮茨木市 J R 茨木駅東口自転車駐車場
 - ⑯茨木市モノレール沢良宜駅自転車駐車場
 - ⑰茨木市春日自転車駐車場
 - ⑱茨木市モノレール彩都西駅自転車駐車場
 - ⑲茨木市モノレール豊川駅自転車駐車場
 - ⑳茨木市モノレール阪大病院前駅自転車駐車場
 - ㉑茨木市 J R 駅前北自転車駐車場
 - ㉒茨木市南茨木駅北自転車駐車場
 - ㉓茨木市役所駐車場
 - ㉔茨木市松ヶ本町自転車駐車場
 - ㉕茨木市 J R 茨木駅前広場自転車駐車場
 - ㉖茨木市双葉町駐車場
 - ㉗茨木市 J R 総持寺駅南自転車駐車場
 - ㉘茨木市 J R 総持寺駅北自転車駐車場
- 指定管理者 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目 1 番 4 3 号
ミディ総合管理株式会社
- 指定の期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日（5 年間）

議案第 77 号	市営土地改良事業の施行について
<p>○ 令和元年 8 月の台風により被災した農地等の災害復旧事業の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業名 農林業施設災害復旧事業 ・ 総事業費 42,500,000 円 ・ 施行場所 茨木市大字銭原 3168 番ほか 11 か所 ・ 事業期間 令和元年 12 月議決日～令和 4 年 3 月 31 日 ・ 根拠法 土地改良法第 96 条の 2 第 2 項 	
議案第 78 号	茨木市及び摂津市における循環型社会の形成に係る連携協約の締結に関する協議について
<p>○ 廃棄物の広域処理に関する基本合意（平成 30 年 12 月 25 日付け）に基づき、地方自治法第 252 条の 2 第 1 項の規定による連携協約締結について摂津市と協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 目的 循環型社会の形成に関する施策の推進において、相互に役割分担・連携することで、両市の区域における持続的な発展を図る。 ② 連携する取組 一般廃棄物の適正処理 ③ 役割分担 <ul style="list-style-type: none"> ア 共通：各市域における一般廃棄物の適正な収集及び運搬 イ 本市：両市の区域において発生した廃棄物の適正な処分の確保 ウ 摂津市：本市廃棄物処理施設への適正な搬入及び摂津市が行うべき処分の確保 ④ 事務執行等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 本市の役割のうち、摂津市の区域内で発生した廃棄物の適正処分に係る事務の執行については、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定による事務の委託による。 (2) 処分の対象となる廃棄物は、一般廃棄物のうちごみに限るものとする。 ⑤ 費用負担 <ul style="list-style-type: none"> (1) 廃棄物処理施設の長寿命化及び整備に要する経費 100 分の 40 を均等割、100 分の 60 を人口割 (2) 廃棄物の処分に要する経費 100 分の 33 を均等割、100 分の 67 をごみ量割 (3) 周辺環境対策に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ア 事務開始の日から 1 年を経過する日までに生じたもの：各市による均等割 イ その後に発生したもの：100 分の 40 を均等割、100 分の 60 を人口割 ⑥ 広域処理の開始時期 令和 5 年 4 月を目途とする 	

議案第 79 号	工事請負契約締結について（市道総持寺駅前線道路改良工事（その2）） 17 頁参照
<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約の方法 ○ 契約の金額 ○ 契約の相手方 ○ 工事場所 ○ 工事内容 ○ 工事完了予定日 	<p>一般競争入札</p> <p>593,315,800円</p> <p>大阪市淀川区宮原四丁目4番63号 真柄建設・煌寅建設共同企業体 代表者 真柄建設株式会社 大阪事業部</p> <p style="text-align: center;">たけがみ しんいち 執行役員事業部長 竹上 眞一</p> <p>茨木市西河原二丁目ほか地内</p> <p>施工延長 L = 315m 土工、撤去工、函渠工、擁壁工、下水道工、排水工、縁石工、舗装工、 区画線工、安全施設工、照明工、仮設工 各一式</p> <p>令和4年3月17日</p>
議案第 80 号	工事請負契約の変更について（市道総持寺駅前線道路改良工事）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約の金額 ○ 変更の理由 〈原契約〉 ・ 契約の相手方 ・ 工事場所 ・ 工事内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前の金額 324,608,040円 ・ 変更後の金額 480,592,440円 <p>既存の水路構造物が想定以上に大きくその対応が必要となったこと、また、交通渋滞を引き起こしている状況を踏まえ、夜間施工に切り替えたことに伴い、作業時間に制限が生じ1日当たりの施工量が著しく減少したことから水路の暗渠化に費用と時間を要したため。</p> <p>代表取締役 かねだ のりゆき 金田 憲幸</p> <p>茨木市西河原一丁目ほか地内</p> <p>施工延長 L = 200m 土工、撤去工、仮設工、擁壁工、排水工、縁石工、函渠工、舗装工、 安全施設工、区画線工、照明工 各一式</p>

○ 契約の金額

- ・変更前の金額 814,005,720円
- ・変更後の金額 815,986,820円

○ 変更の理由

平成31年3月からの公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置の適用のため。

〈原契約〉

・契約の相手方

大阪市天王寺区上汐四丁目5番26号
村本・工栄特定建設工事共同企業体
代表者 村本建設株式会社 大阪支店
常務執行役員支店長 よねだ 米田 けいじ 恵治

・工事場所

茨木市駅前四丁目7番50号

・工事内容

元市民会館解体工事、人工台地解体工事、歩道橋解体工事、
電気設備解体工事、機械設備解体工事、解体に伴う整備工事

○ 補正額 989,598 千円（補正後 93,606,453 千円 － 補正前 92,616,855 千円）

（歳入）

・ 地方特例交付金	39,673 千円
・ 地方交付税	285,765 千円
・ 分担金及び負担金	2,025 千円
・ 国庫支出金	31,706 千円
・ 府支出金	△86,569 千円
・ 繰越金	132,898 千円
・ 諸収入	38,900 千円
・ 市債	545,200 千円

（歳出）

・ 人件費	221,886 千円
・ 物件費	26,431 千円
・ 補助費等	36,061 千円
・ 投資的経費	705,220 千円

・ 継続費補正

（追加）中央公園北グラウンド整備事業 450,000 千円

・ 繰越明許費補正

（追加）市民会館跡地エリア活用事業
（中央公園南グラウンド等埋蔵文化財調査事業） 112,200 千円

（追加）市民会館跡地エリア管理運営計画策定事業 19,920 千円

（追加）福祉文化会館外壁補修事業 20,482 千円

（追加）運動広場等営繕事業
（西河原公園南庭球場整備事業） 23,900 千円

（追加）地域密着型介護施設整備補助事業 254,016 千円

（追加）農林業施設災害復旧事業 42,500 千円

・ 債務負担行為補正

（追加）市民体育館・中条市民プール・五十鈴市民プール・西河原市民プール
指定管理料 805,000 千円

（追加）高齢者活動支援センター指定管理料
80,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費

（追加）福井多世代交流センター・西河原多世代交流センター・葦原多世代交流
センター・沢池多世代交流センター指定管理料
440,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費

（追加）南茨木多世代交流センター指定管理料
43,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費

報告第 23 号	令和元年度上半期大阪府茨木市財政状況報告について
○ 令和元年 9 月 3 0 日現在の財政状況の報告	
報告第 24 号	令和元年度上半期大阪府茨木市下水道等事業業務状況報告について
○ 令和元年 9 月 3 0 日現在の業務状況の報告	
報告第 25 号	令和元年度上半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について
○ 令和元年 9 月 3 0 日現在の業務状況の報告	

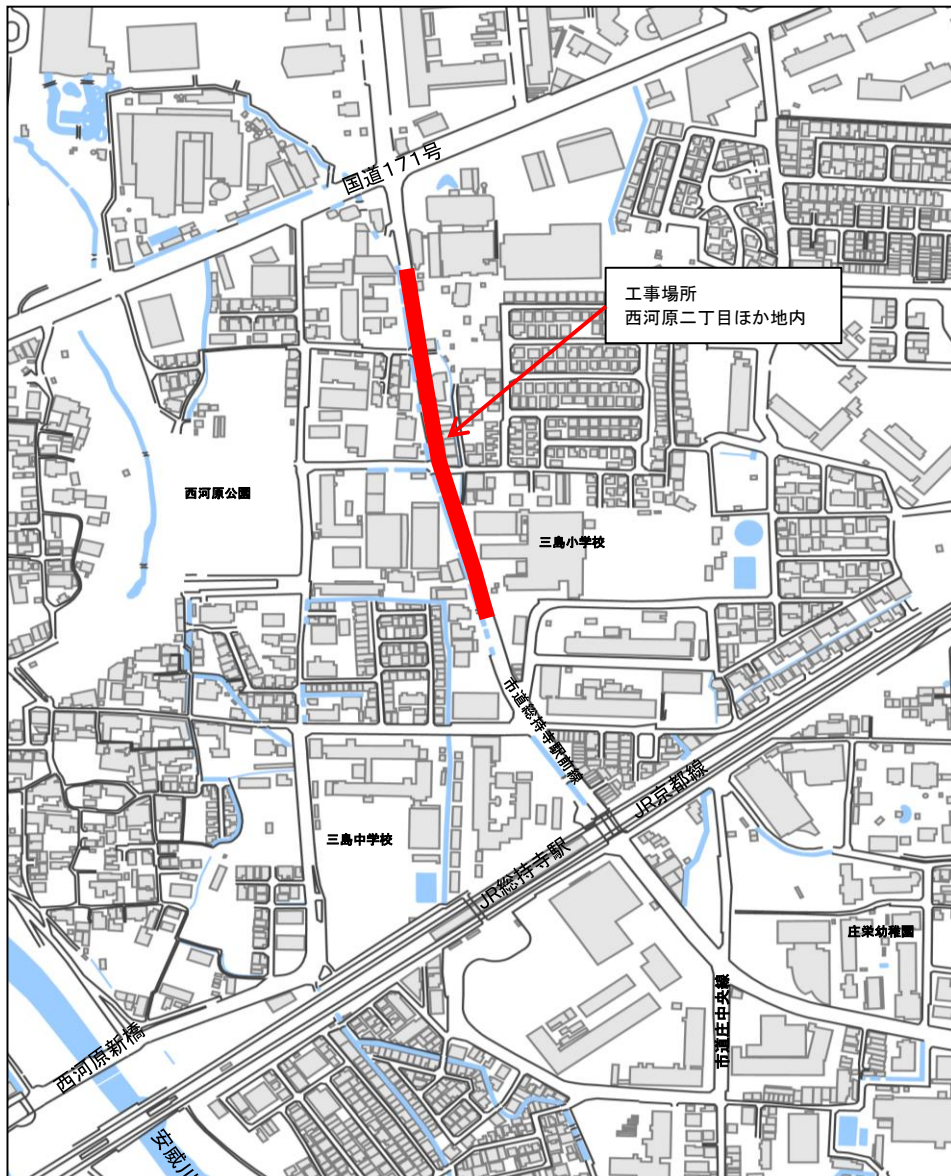
南目垣・東野々宮町地区地区計画 計画図



市道総持寺駅前線道路改良工事(その2)

工事概要	施工延長	L=315m		
	土工	一式	撤去工	一式
	函渠工	一式	擁壁工	一式
	下水道工	一式	排水工	一式
	縁石工	一式	舗装工	一式
	区画線工	一式	安全施設工	一式
	照明工	一式	仮設工	一式

位置図



令和元年度一般会計補正予算(第3号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	予 算 額	左 の 内 訳		備 考
		特定財源	一般財源	
10 地方特例交付金	39,673		39,673	
11 地方交付税	285,765		285,765	普通交付税
13 分担金及び負担金	2,025	2,025		農林水産施設災害復旧費分担金
15 国庫支出金	31,706	31,706		耕地等災害復旧費補助金 24,808 社会資本整備総合交付金(耐震対策推進) 5,300 個人番号カード交付事務費補助金 1,598
16 府支出金	△ 86,569	△ 78,606	△ 7,963	知事選挙費委託金 △52,474 府議会議員選挙費委託金 △37,781 耐震対策推進事業補助金 3,686
20 繰越金	132,898		132,898	純繰越金
21 諸収入	38,900	38,900		印紙売りさばき収入
22 市債	545,200	545,200		ダム周辺整備債 295,100 運動広場整備債 166,000 市民会館跡地エリア整備債 84,100
補正額 A	989,598	539,225	450,373	
補正前の予算額 B	92,616,855	34,702,094	57,914,761	
補正後の予算額 A+B	93,606,453	35,241,319	58,365,134	

令和元年度一般会計補正予算(第3号)総括表

(歳 出)

(単位：千円)

款	予 算 額	消 費 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費
		人 件 費	物 件 費	扶 助 費	補 助 費 等		
1 議 会 費	△ 2,512	△ 2,512					
2 総 務 費	516,939	200,002	41,086		△ 7	275,858	
3 民 生 費	68,951	67,659	△ 11,206		13,468	△ 970	
4 衛 生 費	23,648	23,648					
6 農 林 水 産 業 費	△ 17,708	△ 17,708					
7 商 工 費	△ 2,785	△ 1,188	△ 1,597				
8 土 木 費	405,835	△ 15,844	△ 607		22,600	399,686	
9 消 防 費	△ 2,324	△ 2,324					
10 教 育 費	△ 31,092	△ 29,847	△ 1,245				
11 災 害 復 旧 費	30,646					30,646	
補 正 額 A	989,598	221,886	26,431		36,061	705,220	
補正前の予算額 B	92,616,855	15,171,267	18,487,093	28,777,978	7,219,861	8,772,112	14,188,544
補正後の予算額 A+B	93,606,453	15,393,153	18,513,524	28,777,978	7,255,922	9,477,332	14,188,544

令和元年度12月補正予算の内容について

1 基本方針

安全・安心なまちづくりを推進するため、国庫補助金を活用し台風10号の豪雨によって被災した農地等の災害復旧を行うほか、耐震改修等を進める耐震対策推進事業補助金を増額する。

また、当初予算から増額となった普通交付税や繰越金等を活用し、安威川ダム周辺地域の利活用に向けた用地取得や、中央公園北グラウンドの拡張整備及び市民会館跡地エリア管理運営計画を策定するほか、高齢者運転免許証自主返納者の移動支援補助金等を増額するなど、行政ニーズ・行政課題等に適切に対応した事業を追加する。

なお、中央公園北グラウンドの整備に係る継続費の設定や、年度内に完了しない農林業施設災害復旧事業、中央公園南グラウンド等の埋蔵文化財調査等について繰越明許費を設定するとともに、市民体育館・プールや多世代交流センター等の指定管理料について債務負担行為を設定する。

2 主な内容

(1) 安全・安心なまちづくりの推進

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
台風等への被害対応・耐震対策		41,246	35,819	5,427
農林業施設災害復旧事業 〔繰越明許費〕 【農とみどり推進課】	令和元年8月に発生した台風10号の豪雨により被災した農地及び農業用排水路の災害復旧を行う。 工事 被災件数：12件（被害総額 42,500） 補正額 30,646 = 補正後 50,646 - 補正前 20,000 【財源：耕地等災害復旧費補助金(国) 24,808、農林水産施設災害復旧費分担金 2,025】	30,646	26,833	3,813
耐震対策推進事業補助金の増額 【居住政策課】	家屋の耐震改修に係る申請件数の増加に伴い、補助金を増額する。 【財源：社会資本整備総合交付金（耐震対策推進）（国）5,300、耐震対策推進事業補助金（府）3,686】	10,600	8,986	1,614

(2) 市民会館跡地の活用等

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
市民会館跡地活用		152,602	84,100	68,502
中央公園南グラウンド等の埋蔵文化財調査の実施 〔繰越明許費〕 【市民会館跡地活用推進課】	試掘調査の結果を踏まえ、中央公園南グラウンド及び南グラウンド南側緑地において、埋蔵文化財の発掘調査を実施する。 委託 【財源：市債 84,100】	112,200	84,100	28,100
市民会館跡地エリア管理運営計画の策定等 〔繰越明許費〕 【市民会館跡地活用推進課】	市民会館跡地エリアの新施設・広場に係る管理運営の手法や組織体制、今後の事業展開等を示す管理運営計画を策定するとともに、元市民会館・福祉文化会館跡地の最適な整備手法を検討するため、PPP手法の導入調査を実施する。	19,920		19,920
福祉文化会館の外壁補修 〔繰越明許費〕 【文化振興課】	福祉文化会館の外壁に係る経年劣化部分の補修を行う。	20,482		20,482

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
グラウンド・庭球場の整備		193,294	166,000	27,294
中央公園北グラウンドの整備 【継続費】 【スポーツ推進課】 【23頁参照】	中央公園南グラウンドの閉鎖にあたり、グラウンド利用の確保を図るため、中央公園北グラウンドの拡張改良工事を行う。 工事 【財源：市債 166,000】	180,000	166,000	14,000
西河原公園南庭球場の整備 【繰越明許費】 【スポーツ推進課】	西河原公園南庭球場の拡張整備に向けた設計委託を行う。 委託 補正額 13,294 = 補正後 23,900 - 補正前 10,606	13,294		13,294
合 計		345,896	250,100	95,796

(3) 安威川ダムの周辺整備

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
安威川ダム周辺の用地取得		327,981	295,100	32,881
安威川ダム周辺整備に係る用地取得 【北部整備推進課】	安威川ダム周辺整備事業としてスポーツ・レクリエーション施設等を整備するにあたり、土地の購入を行う。 (対象：大字生保・大字車作 23,238㎡) 用地 【財源：市債 295,100】	327,981	295,100	32,881

(4) マイナンバーカードの普及促進

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
マイナンバーカードの申請サポート		1,598	1,598	
マイナンバーカードの申請サポート窓口の開設 【市民課】	マイナンバーカードの普及を促進するため、申請のサポート等を行う窓口を開設する。 【財源：個人番号カード交付事務費補助金(国) 1,598】	1,598	1,598	

(5) 申請者の増加に伴う補助金の増額

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
補助金の増額		12,000		12,000
高齢者運転免許証自主返納者の移動支援補助金の増額 【道路交通課】	運転免許証の自主返納に係る申請者の増加に伴い、補助金を増額する。	3,000		3,000
多世代近居・同居支援事業補助金の増額 【居住政策課】	多世代近居・同居支援制度の利用者の増加に伴い、補助金を増額する。	9,000		9,000

(6) 継続費・繰越明許費・債務負担行為

(単位：千円)

事業	内容等	総額
継続費		
中央公園北グラウンド整備事業 【スポーツ推進課】	中央公園北グラウンド整備事業について、継続費を設定する。 令和元年度～令和2年度継続事業 〔総額〕450,000 〔年割額〕(R1) 180,000 (R2) 270,000	450,000

(単位：千円)

事業	内容等	設定額
繰越明許費		
市民会館跡地エリア活用事業 (中央公園南グラウンド等埋蔵文化財調査事業) 【市民会館跡地活用推進課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	112,200
市民会館跡地エリア管理運営計画策定事業 【市民会館跡地活用推進課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	19,920
福祉文化会館外壁補修事業 【文化振興課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	20,482
運動広場等営繕事業 (西河原公園南庭球場整備事業) 【スポーツ推進課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	23,900
地域密着型介護施設整備補助事業 【長寿介護課】	事業者の工事計画の変更により、年度内に事業が完了しないため。	254,016
農林業施設災害復旧事業 【農とみどり推進課】	災害復旧工事等に時間を要することから、年度内に事業が完了しないため。	42,500

(単位：千円)

事業	内容等	限度額
債務負担行為		
市民体育館・中条市民プール・五十鈴市民プール・西河原市民プール 指定管理料 【スポーツ推進課】	市民体育館・プールの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕令和2年度～令和6年度 〔限度額〕805,000千円	805,000
高齢者活動支援センター 指定管理料 【地域福祉課】	高齢者活動支援センターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕令和2年度～令和6年度 〔限度額〕80,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	80,000千円 及び市が必要と認める 事業実施経費
福井多世代交流センター・西河原多世代交流センター・葦原多世代交流センター・沢池多世代交流センター 指定管理料 【地域福祉課】	福井多世代交流センター・西河原多世代交流センター・葦原多世代交流センター・沢池多世代交流センターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕令和2年度～令和6年度 〔限度額〕440,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	440,000千円 及び市が必要と認める 事業実施経費
南茨木多世代交流センター 指定管理料 【地域福祉課】	南茨木多世代交流センターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期間〕令和2年度～令和3年度 〔限度額〕43,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	43,000千円 及び市が必要と認める 事業実施経費

中央公園北グラウンド整備 〈完成予想図〉



市民会館跡地エリア整備に伴う中央公園グラウンド・庭球場等の整備スケジュール(予定)

		R1年	R2年												R3年												R4年												R5年		
		12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	...											
中央公園	北グラウンド			拡張改良工事 (利用不可)																																					
	庭球場(3面) ※R2年2月まで利用可			撤去工事 (利用不可)												工事完了後、グラウンドとして利用可																									
	南グラウンド		文化財 発掘調査 (利用不可)																																						
	南グラウンド南側緑地			新施設 準備工事 (利用不可)	文化財 発掘調査 (利用不可)												新施設建設工事 (利用不可)																								
西河原公園(南) グラウンド・庭球場																																									